

<2004年委員会議事録①>11月26日環境委員会

～京都議定書発効と地球温暖化対策の現状・環境税導入をめぐる諸問題（小池大臣）

161-衆-環境委員会-3号 平成16年11月26日

○荒井委員 民主党の荒井聰でございます。私は環境委員会で質問するのは初めてですので、どうぞよろしく願いいたします。

きょうは、地球温暖化の話それから環境税の話について少し議論をしたいと思いますが、時間が二十分ぐらいしかございませんので、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

まず、私たちの国の中で地球温暖化というと、遠い先の話、二百年とまではいかないけれども、百年ぐらい先の話かな、あるいは地球温暖化の影響というと、将来水が足りなくなるかもしれないな、それにより農作物が足りなくなるかもしれないかなというような感じでしか私は地球温暖化というものを国民はとらえていないんじゃないかと思うんですね。しかし、実際はもっと切迫しており、また被害もそんなものではない、広範囲な、大変広い被害が生ずるんだと思うんです。

そこは、私は、小池環境大臣は広告塔としての役割は大変大きなものがあるわけだと思うんですね。行政官、役人というのは、決まっていること、はっきりしたことしかなかなか言えないものですから、わかりづらい表現になるんだと思うんですけれども、そこはやはり政治家あるいは大臣というお立場で、実際このぐらいの被害が生ずるんだ、十年後にはこういう被害が生じてきますよという話を具体的に大臣は語るべきだと思うんです。

私たち一般の国民から見ても、このごろどうも台風が多いな、あるいは真夏日が、この東京、ことしは気象庁始まって以来だとか、何か少し暑くなったのかなというような印象を受けます。あるいは、公共事業なんかでも海岸事業の事業費が、あちこちで海岸が侵食をされているので、相当たくさん必要になってきそうだなというような、細かい事象としては上がってきているんですけれども、それをトータルに、このぐらいの被害が生ずるんだ、これは国内総生産、GDPの割合としてもこのぐらいの被害がここ数年で生じてくる可能性があるんだ、したがってこれを事前に防ぐためにはこういう対策が必要なんだ、そういうわかりやすい話がどうしても必要だと思うんです。そういう点、大臣はどのような認識をお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○小池国務大臣 地球温暖化が五十年、百年のスパンでどのような状況をもた

らすのか、それをわかりやすく訴えるということ、そしてまたそれに対して何を対応策として用意するのかというのは、まさに政治の仕事だと思えます。ただ、五十年とか百年先のことというのは、皆さんその場では聞いてくださるんですけれども、なかなか実際にはぴんとこないというようなことで、表現などにもよく気をつけなければならないな、工夫しなければならないなと思うわけでございます。

例えば、ことしの夏でございませうけれども、御指摘ありましたように大変暑かった、みんなそれを肌で感じたということで、地球温暖化の説明をするには、ことしの夏は大変説明はしやすかったというふうに思えます。

また、ことしは台風が十個上陸いたしましたして、死者、行方不明者の数は二百名を超えているということでございませうし、家屋にも甚大な被害が発生をして、まだ、この辺のところ、今回のこういった全体の被害がどれぐらいかというのはなかなか数字をまとめにくいんですが、せんだって損保業界の関連ので数字が出ていたのは、たしか五千億というような、そういう数字も出てきております。この背景には、こういった災害が多発する異常気象の原因の一つとして、地球温暖化が考えられるということでございませう。

そしてまた、科学者の先生方が集まった気候変動に関する政府間パネル、IPCCというところの第三次評価報告書では、地球の平均気温が二十世紀中に約〇・六度上昇した、また北極圏に関する専門家などで作成されました北極圏の気候影響評価報告書では、北極圏では過去五十年間で最大四度C上昇したということでございませう。

地球温暖化の影響、既に世界じゅうであらわれているわけですけれども、そのほか、ヒマラヤの氷河、数十年前の写真と同じ定点観測をしていると明らかに氷河が解けているということでございませうし、北極の海の氷ですけれども、これも過去三十年間で二割減少しているということ。また、日本では、昔は九州とか四国だけでしか見られなかったようなセミとかチョウ、チョウの専門家もおられますけれども、最近はわざわざ南へ行かなくとも本州で見られるような状況になってきている。

また、先ほど国内の台風の被害のことを申し上げましたけれども、昨年、日本が寒かった。そして、その前の年でございませうけれども、一昨年、ドイツやチェコでは大洪水が同じように発生をいたしました。昨年は、熱波の影響でフランス国内で約一万五千人が死亡している。そしてまた、シベリア、カリフォルニア州などでの大規模な森林火災の発生ということで、枚挙にいとまがないということでございませう。

今後、今世紀中には平均気温が最大五・八度、それから海の水面は最大八十八センチの上昇ということになると、いろいろな設計が変わってくるというこ

とも考えられるわけでございます。

もう少しお時間をいただければ、五十年後には動植物の最大三五%の種が全滅するというおそれがある、それからサンゴ礁も海水温の上昇で打撃を受けると予想される。我が国では、ブナ林の大幅な減少、リンゴ、米などの農作物への悪影響が懸念される、豪雨、洪水、熱波、干ばつなどの異常気象が頻発する、そしてまた熱中症の増加とかマラリアの発生。事ほどさように、地球温暖化というのは考えられないようなことが今後起こってくるということでございます。

そのあたり、危機をあおるといことも余りよろしくないかと思ひますけれども、こういった将来の姿を皆さん方に想像していただきやすいような、そういうPRを兼ねてこれからも取り組んでまいりたいと思ひます。

○荒井委員 定性的な話というのはよく聞くんですよ、今大臣がおっしゃったように。でも、それが定量的に国民経済にどう影響を与えるのか、あるいはその被害をカバーするためにどういう具体的な対策が必要になってくるのか、そのところまで言わないと、国民の肌身に感ずるものとして伝わってこないと思ひます。

そのところは、もう少し環境省は研究なりあるいは教育なり、そういうところで努力をするべきだというふうに思ひますけれども、そういう対策もやっているんだと思ひますけれども、簡単で結構ですので、副大臣、お答え願えますか。

○高野副大臣 簡単にお答えしたいと思ひますが、環境省としましては、地球の温暖化の問題についてはさまざまな形でPRをやっております。きょう、若干手に持ってまいりましたが、こういうパンフレットを使って広報もやっております。それから、DVDもここにありますが、こういうことで広報をやっております。

それから、シンポジウムとかあるいは講演会とか、さまざまな形でやっておりますし、今度の日曜日には小池大臣も行かれて京都議定書のシンポジウム、あるいは来週の火曜日には温暖化と異常気象、こういうテーマでシンポジウム等をやっております。

それから、いろいろな民間の、マスコミ等ともタイアップをしながらPRに努めておりますし、地球温暖化対策の推進に当たっては、全国に三千五百名の地球温暖化防止活動推進員、こういうものを設けておりますし、全国に約三十カ所の都道府県センター、こういうものを使ってPRをやっておりますし、都道府県とも連携してやっておるという状況であります。

時間があれば、もっと御説明したいと思ひます。

○荒井委員 ぜひ、わかりやすいというか、定性的な説明ではなくて定量的な説明ということを心がけてほしいと思うんですね。確かに、大変難しいことかもしれません。学問の世界、研究の世界の範疇を超えないのかもしれませんが、そこはあえて大胆にやらないと、本当の意味で危機感というのは私は出てこないのではないかと。南方のチョウチョウが神奈川県でとれる、これは大変いいことだな、そんな話で終わりますよ、この環境問題をそういう話として議論をしてしまえば。そうじゃないんだと思うんですね。そのところはよくお考えいただきたいと思います。

ところで、二月十六日に京都議定書が発効することになると思います。京都議定書では、我が国は六%の削減ということを国際公約として約束をしたわけですね。しかし、もう既に現時点で、この六%の公約を実現するのは大変難しい、容易なことではないということは関係者すべての人が言っている。

どうも、京都議定書を、協約を結ぶときの、そのときの前提となること、それを見誤った、あるいはそのときの時点と現在の状況が大分違ってきているということがあるのではないんですか。特にそれは、エネルギーの使用量の見込み、あるいはエネルギーの発生、つくり方の見込み、そこに大きな違いが出てきているのではないのですか。当時は多分、原子力発電所というのを相当見込んでいたと思うんですけれども、それが結果的には大幅な狂いを生じてしまったのではないんですか。このあたり、環境大臣、お答え願えますか。

○小池国務大臣 京都議定書、六%の削減を約束したわけでございますけれども、今、中環審において、中央環境審議会で、大綱の評価、見直しの審議を進められているんですが、二〇一〇年において京都議定書の六%の削減約束は達成できないおそれがあるとの評価が示されております。

その要因として、確実な削減が見込める対策があるという一方で、事業量が不足していたり、実効性の低い施策頼みであったりするなど、削減の効果が発揮されるかどうかという、その確実性が低い対策が存在しているということも客観的に挙げられているわけでございます。

今、原子力の問題が御指摘ありました。大綱においては、当時の最新の長期エネルギー需給見通しに基づいて、二〇一〇年度までに原子力発電による電力量を二〇〇〇年度から三割増加させるということを前提に計算がされた。ところが、現時点で評価いたしますと、関係者の御努力もあったということでございますけれども、原発の新增設は大綱の前提とされていた需給見通しの想定よりもおくれております。そしてまた、電力需要が大綱の想定どおりであった場合というただし書きつきでございますけれども、約二、三千万トンの二酸化炭

素が追加的に排出される計算ということになります。

将来のところはなかなか、計算ということで、どういう前提にしていくかで変わってくるわけですが、いずれにしても、環境省では、こういった将来の経済成長率とか電力需給の伸びなどを踏まえて、議定書の約束達成を確実にするためのさまざまな追加的な施策、対応策などを進めているわけですが、三つの柱、私ども考えているのが、事業者からの温室効果ガス排出量の算定、報告、公表制度、そして自主参加型の国内排出量取引制度、そして環境税、この三つの柱ですが、関係各位の理解を得てこれらの柱を実現してまいりたい、そして、今後の京都議定書の約束をしっかりとクリアできるように努力してまいりたいと思っております。

○荒井委員 当時から、原発の増設は相当難しいというのは、もう世の中では多くの人たちがそういう前提で動き出していたと思うんですね。それを、この京都議定書という国際協約のときに、そのところをある意味では経産省の言いなりに、経産省に引っ張られるようにして原発の増設を前提にしたそういう計算の仕方をしてしまった。私は、環境省はしっかり主張するときは主張しないとだめだ、主張しないからこういうことになるのであって、そのところは、これからの環境税の話でもやはり同じ議論が出てくると思うんですね。

どうも、環境省が定義している環境税というのは、あちこちに配慮した、性格が一体何をねらっているものなのか、本当に環境省が今提案しようとしている環境税構想というのがそういう効果が出るのかどうか、そういうことを私は危ぶんでいるんですけれども、環境税の進捗状況といいますか、そういうものについては今どういう状況になっていますか。

○小池国務大臣 環境税の創設というのは、先ほど三本の柱のうち的一本ということでお話をさせていただきました。そしてまた、環境省では、ことしの八月に税制当局に対しまして創設の要望を出したわけですが、そして今月の初めに環境税の具体案を公表させていただきました。きょうも報道されておりますように、政府税調の方で環境税について御審議をいただきまして、きのう発表されました答申では、環境税について、温暖化対策全体の議論の進展を踏まえてできる限り早急に検討せねばならない、このように記述されたところでございます。

あちこち配慮し過ぎということでございますけれども、国際競争力への影響を及ぼさないようにということなどの配慮もいたしたことも事実でございます。

そしてまた、一方で、環境省とすれば、先ほどから申し上げているような国際的な公約を守るということのためにも、必要なものは盛り込ませていただい

た、このように思っているわけでございまして、特に二〇〇五年、来年からは第二ステップの温暖化対策が始まるわけでございまして、それにふさわしい、しっかりとした環境税が構築されるように、環境税創設の実現に向けて、関係各省の理解も得て、努力をしてまいりたいと考えております。

○荒井委員 これからもっと時間をかけてこの環境税の議論というのはしていきたいと思っているんですけども、経済界や経済産業省が話をしている国際競争力がなくなるという議論は、これは一般的に言うんでしょうけれども、私は必ずしもそうじゃないと。

例えば、日本が一九七〇年代から八〇年代にかけて環境汚染が非常に激しかったころ、水質汚濁の規制ですとかあるいは大気の汚染の規制だとかというのを大変強くかけました。その結果、そこに新しい技術がつけられていったんですね。日本の自動車は、今、NO_xなり炭酸ガスの排出が一番少ない、あるいはエネルギー効率のいい、一番効率のいい自動車をつくるようになっているんですよ。それが結果的には国際競争力を高めているんです。

国際競争力というのは、炭酸ガスを少なくしよう、エネルギーの消費を少なくしようという方に世界全体が動くわけですから、そのときに、一番最初にそういう技術を開発したところが一番先に国際競争力がつくんですよ。そういう考え方をぜひ経産省と議論したらいいんですよ、環境省は。単に、経済産業省なりあるいは現時点での経済界の言うままに、はい、そうですねと言うのは、私はそれでは環境省の存在意味がないと思います。

私は、かつて介護保険制度をつくったことがあります。あれも、経済産業省なり経済界、大反対しました。それは会社が負担するからです。しかし、あれによって今六兆円のマーケットができたんです、介護マーケットというマーケットが。このマーケットを、介護保険という制度をつくることによってつくれたんですね。同じように、環境税というものを課することによって環境関係のマーケットをこういうふうにつくっていかう、そういう提言を環境省はぜひすべきだと思います。

時間が来ましたので、最後に環境大臣の決意をお聞かせ願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○小池国務大臣 先ほどの地球温暖化のところ、もっとぴりっとしたPRをすべしということでございました。ということで、私はその場で、危機をあおる、余りあおり過ぎるのもということをおし上げましたけれども、日本人というのは、危機に対しては、危機を共有したときにはその大きな危機というハードルを乗り越える力は十分持っているというふうに思っております。

私どもが今回環境税を提唱させていただいたというのも、むしろこの危機をどうやってチャンスに変えていくかというような大きな意味の提言をさせていただいているわけでございます。そこを関係の各省庁、そして産業界にも御理解いただいて、本当の意味で環境立国になる一つの大きな道である、その門は広い、このように考えているところでございまして、これからもよろしく御支援いただきたいと思います。

○ 荒井委員 終わります。